

＼安城市内で発生！／ 身近な消費生活トラブル29

＜点検商法のトラブルが増えています！～屋根・給湯器・分電盤・太陽光発電システム等～の巻＞

「無料で点検してあげる」と言われたので点検してもらった。点検後屋根の写真を見せられ「このままだと雨漏りする」と言われ不安になった。屋根工事の契約をしたが、高額ではないかという相談があります。



トラブルに あわない ために

- ①電話や訪問してきた業者に、**安易に点検させないように**しましょう
- ②**その場ですぐに契約しないように**しましょう
- ③クーリング・オフができる場合があります
- ④経年劣化による建物の損傷は、**火災保険の補償対象外**です



安城市消費生活センターでは、「消費生活」にまつわる様々な相談をお受けします
一人で悩まず、まずはお電話を！**安城市消費生活センター（☎767749）**

自転車の交通ルールを守っていますか？理解していますか？

問市民安全課
(☎712219)

4月1日(水)から、自転車の違反に青切符(交通反則通告制度)が導入されます。

自転車の違反による交通事故が増えており、4月1日(水)から、自転車等に対する交通反則通告制度(「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)が導入されます。

【対象者】16歳以上の自転車利用者

【反則金制度の対象となる違反行為の例と反則金額】

×携帯電話の使用等(保持) 12万円 ×車道の右側通行 6000円 ×一時不停止 5000円



自転車安全利用五則(自転車利用者が守るべき最も基本的な交通ルール)



車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先



交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



夜間はライトを点灯



飲酒運転は禁止



ヘルメットを着用

※愛知県では、自転車利用者の自転車損害賠償責任保険等への加入が**義務化**されています。

自転車の交通違反は重大な事故につながる可能性があります。交通ルールを再確認し、自分のため、周りの人のために、ルールを守って安全に自転車を利用しましょう！